

別表七（一）付表五

「12の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する
明細書

		事業年度	：	：	法人名		
欠損控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1	円			所得金額控除限度超過額 $(1) \times \frac{50}{100}$	2	円
投資額残額の計算							
投資の額の累計額	3	円			投資額残額 (3) - (4)	5	円
前期以前に特例の適用を受けた金額 の累計額 (前期以前の(6)の合計額)	4				当期に特例の適用を受けた金額 (12の計)	6	
超過控除対象額の計算							
特例事業年度	特例対象控除未済欠 損金額 (別表七(一)「3」)	特例の適用がない場 合の当期控除額 (当該特例事業年度 の別表七(一)「3」と (別表七(一)「2」-当 該特例事業年度前 の別表七(一)「4」の合 計額)のうち少ない 金額) (マイナスの場合は0)	(7)のうち超過控除 可能額 (7) - (8) (マイナスの場合は0)	投資額残額 (5) - (当該特例事業 年度前の(12))	所得金額控除限度超 過額 (2) - (当該特例事業 年度前の(12))	超過控除対象額 (9)、(10)と(11)の うち少ない金額)	
	7	8	9	10	11	12	
：	円	円	円	円	円	円	円
：							
計							

別表七（一）付表五

「12の計」欄

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00674」
- ③ 「適用額」欄：「12の計」欄の金額

(注) 本別表は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に終了する事業年度から対象となります。